

# レンタル約款

## 第1条(総則)

本レンタル約款は、お客様(以下甲という)と株式会社ゴード水処理技術研究所(以下乙という)との間の水素水サーバー製品など(以下レンタル製品という)の賃貸借契約(以下レンタル契約という)について適用します。

## 第2条(レンタル製品)

乙は甲に対し、表面契約書のレンタル製品をレンタルし、甲はこれを借受けます。

## 第3条(レンタル期間、期間の延長)

1. レンタル期間の開始日及び終了日は、表面契約書記載のレンタル期間の開始日及び終了日とします。
2. レンタル期間は「3年間」とし、乙、甲どちらかからも別段の申し入れがない場合、1年間を単位で自動延長されるものとします。

## 第4条(レンタル料金)

甲は表面契約書記載のレンタル料金を表面契約書記載の支払方法に従い乙に支払います。

## 第5条(レンタル製品の引渡し及び担保責任)

1. レンタル製品の引渡しは設置場所において甲の検査を経たうえ甲より「レンタル製品 納品・変更・受領・返却確認書」の受領確認を交付する方法により行うものとします。
2. 甲が乙に対して、製品の引渡しを受けた後72時間以内にレンタル製品の性能の欠陥につき、書面による通知をなさなかった場合は、製品は通常の性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとします。
3. 乙は甲に対して、引渡し時において製品が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル製品の商品性または甲の使用目的への適合性その他については担保しません。

## 第6条(レンタル製品の引渡し及び返還に関する費用)

レンタル製品の引渡し及び返還に関わる運送費等の諸経費は乙の負担とします。

## 第7条(担保責任の範囲)

1. レンタル期間中、甲の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥により、レンタル製品が正常に動作しない場合は、速やかにレンタル製品を修理または取り換えるものとします。
2. 乙は製品が正常に動作しないことに関しては前項に定める以外、一切の責を負わないものとします。

## 第8条(レンタル製品の使用保管)

1. 甲はレンタル製品を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、この使用、保管に要する消耗品、費用を負担します。また以下に定める行為は行うことはできません。

- ① レンタル製品をその本来の使用目的以外の用に供すること。
- ② レンタル製品に張付された乙の所有権を明示する標識、調整済の標識を除去し、または汚損すること。
- ③ レンタル製品については質権、抵当権及び譲渡権その他乙の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
- ④ レンタル製品を分解、修理、調整、他製品と付着すること。または製品の一部除去、取り替え、改造、加工等、レンタル製品の引渡し時の現状を変更すること。
- ⑤ レンタル製品の引渡し時の初期設定データを変更すること。

2. 甲は事前に乙の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。

①レンタル製品を乙がレンタル申込時承諾した設置場所もしくは使用場所以外に移動すること。

②レンタル製品を第三者に転貸すること。

3.甲は、レンタル製品について強硬執行その他法律的・事実に損害が内容に保全するとともに、仮にそのような事態が生じた時は、直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。

4.レンタル製品自体、及びその使用によって第三者に与えた損害についてはその一切を甲が負担し、乙はその責を負わないものとします。

#### 第9条（レンタル製品の滅失、毀損）

甲の責に帰すべき理由によりレンタル製品を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の制限を含む）した場合、甲は乙に対して、代替製品（新品）の購入代価相当額及び代替製品の購入に要した期間のレンタル料相当額を損害賠償金として支払うものとします。

#### 第10条（レンタル製品の海外持ち出し禁止）

甲はレンタル製品を日本国内においてのみ使用するものとします。

#### 第11条（レンタル製品の保険）

1.乙はレンタル製品に対しレンタル期間中、乙を保険契約者及び保険金受取人とし動産総合保険を付保することができます。なおその保険料は乙の負担とします。

2.レンタル製品に保険事故が発生した場合、甲は乙に対し直ちにその旨を通知するとともに、乙の保険金受領手続に必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとします。

3.甲が前項の義務を履行し、乙が保険金を受領した場合、乙は甲に対し第9条の債務についてその受領保険金額相当を免除します。

4.甲が第2項の通知義務、交付義務を怠り、または製品の滅失、毀損について故意または重大な過失がある場合は動産総合保険は適用されません。

#### 第12条（甲からの解約）

1.レンタル開始日より契約期間内に甲の都合により当該レンタル契約を解約する場合、既に支払われたレンタル料金の返却は行わないものとします。

2.レンタル契約を解約する場合、甲はレンタル契約残期間のレンタル料金を一括、または、今まで通りに支払うものとします。

3.レンタル契約を解約する場合、甲は乙に対し1ヶ月以前に文書にて申し入れをするものとします。

#### 第13条（レンタル契約の解除）

1.甲が次の各号のひとつに該当した場合、乙は勧告をしないでレンタル契約を解除することができます。この場合、甲は乙に対し、レンタル料金その他の金銭債務全額を直ちに支払うものとし、乙に損害が発生した場合には甲はこれを賠償するものとします。

①甲がレンタル料金の支払いを1回以上遅延したとき、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。

②甲が支払いを停止し、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

③甲が保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社更生、会社整理等の申し立てを受けたとき、もしくは、その申し立てをしたとき。

④甲が事業の休廃止をし、または解散したとき。

⑤甲が経営不振であり、または経営の継続が困難であると乙が認めたとき。

⑥甲がレンタル契約の各条項に違反したとき、またはレンタル契約以外の乙との契約において違反があ

る場合。

#### 第 14 条（レンタル製品の返還及び返還遅延の損害金）

1. レンタル期間の満了、解約、解除、その他の事由によりレンタル契約が終了した場合、甲はレンタル製品を納品時にお届けした状態で乙に対し、直ちに返還することとします。返還に関わる運送費等の諸費用は乙の負担とします。

2. 甲が自己の責任による自由に基づき、レンタル製品を返還しないとき（滅失を含む）、あるいは毀損または汚損（期間相応の消耗及び汚損は除く）したレンタル製品を返還したとき、甲は乙に対して、レンタル物件についての損害賠償として第 9 条に定める額を支払うものとします。

3. 甲が前 1 項の義務の履行を怠った場合、甲は乙に対し、レンタル期間の終了日の翌日からのレンタル製品の返還日まで 1 ヶ月当たりレンタル料金相当額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、1 ヶ月分相当額とします。

#### 第 15 条（遅延損害金）

甲がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、甲は乙に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第 16 条（消費税の負担）

消費税法等の改定によりレンタル契約のレンタル料等にかかわる消費税率が改正された場合には、甲は改正税率実施日以降、改正税率での消費税額を支払うものとします。

#### 第 17 条（協議解決）

本約款に定めのない事項及び疑義が生じた場合、乙、甲、が誠意を以って協議し円満に解決するものとします。

#### 第 18 条（裁判管轄）

当該レンタル契約についての紛争は乙の本店が所在する地を管轄する地方裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

## 保守サービス条項

### 第1条(目的)

乙は、本契約に従い機器の機能が良好に保持されるよう保守サービスを行い、甲はこの対価として乙に保守サービス料金を支払うものとする。

### 第2条(保守サービス対象機器、設置場所及び保守サービス料金)

保守サービスの対象となる機器及び年間保守サービス料金は、表面の契約明細表(以下明細表という)に定める通りとする。

### 第3条(保守サービスの委託)

乙は本契約に基づく保守サービス及び保守サービス料金の請求・受入れ業務を保守サービス実施店(以下サービス実施店という)に委託することができるものとする。

### 第4条(保守サービスの内容)

保守サービスの内容は次の通りとする。

#### ①定期点検及び使用状況の確認

表面に定める回数の定期点検及び使用状況の確認を実施します。

#### ②修理

危機が故障した場合、甲からの連絡に基づき、速やかに故障個所の修理を行います。

③機器の消耗品代金、特定部品及び明細表記載の「部品代金」の項目で「含まれない」を選択した場合の当該部品代金については、甲の実費負担とします。

④保守サービスの実施は全て乙またはサービス実施店の営業時間内に限るものとします。ただし、甲のやむを得ない事情により時間外に実施した場合、甲は所定の料金を別途負担するものとします。

⑤サービス実施店へのサービスの依頼は、全て表面に記載する甲の担当者が行うものとします。

#### ⑥サービス実施担当者

乙またはサービス実施店が保守サービスの実施は、乙またはサービス実施店の不特定の担当者が行うものとします。ただし、甲の希望により特定の担当者による保守サービスの実施を行う場合は、甲は所定の料金を別途負担するものとします。

### 第5条(保守サービスの実施形態)

乙またはサービス実施店が行う前条の保守サービスの実施形態は、明細表記載の通りとします。

#### ①持込保守

乙またはサービス実施店は甲より持込まれた機器に対して保守サービスを実施します。ただし、甲の希望により出張保守を実施した場合は、甲は所定の訪問料金を別途負担するものとします。

#### ②訪問保守

乙またはサービス実施店が、甲に出向いて保守サービスを実施します。ただし、明細表記載欄の「出張料金」の項目で「含まれない」を選択した場合の出張料金については、甲は所定の料金を別途負担するものとします。

### 第6条(適用除外)

次に定める事項は、第4条に定める保守サービスの適用除外とします。

- ①取り扱い上のはなはだしい不注意、誤用による故障及び損傷の修理。
- ②天災、水害、その他不可抗力による故障及び損傷の修理。
- ③乙またはサービス実施店以外の者による修理、改造に起因する故障及び損傷の修理。
- ④乙指定品以外の部品、付属品、消耗品の使用に起因する故障及び損傷の修理。
- ⑤甲の要求に基づく機器の改造。
- ⑥機器のオーバーホール。
- ⑦電氣的ノイズなどの外的要因で生じた故障及び損傷の修理。
- ⑧音・振動など運用上支障をきたさない現象。
- ⑨前項の定めにかかわらず、甲の希望により乙またはサービス実施店がその修理、点検及び調整等を行った場合、甲は所定の料金を負担するものとします。

#### 第7条(機器の移動)

甲は機器を表面記載の設置場所以外に移動して使用する場合には、予めその旨を乙に連絡するものとします。

#### 第8条(保守サービス料金)

契約更新時に保守サービス料金を変更する場合があります。変更する場合、乙またはサービス実施店が契約期間満了の日までに甲に書面により提示するものとします。

#### 第9条(保守サービス料金の支払い方法)

表面契約書記載のレンタル料金と共に表面契約書記載の支払方法に従い乙に支払うものとします。

#### 第10条(契約期間)

本契約の有効期間は明細書記載の通りとし、レンタル契約が更新されることにより、保守契約も自動的に更新するものとします。

#### 第11条(定期点検の繰上実施)

乙またはサービス実施店は第4条に定める修理を行う際に、定期点検も併せて実施することができるものとします。

#### 第12条(使用状況の確認の実施)

乙またはサービス実施店は修理を行う際に、第4条に定める使用状況の確認も併せて実施することができるものとします。

#### 第13条(契約の解除)

甲または乙は、相手方が本契約の条項の一にでも違反した場合、相手方に対し何らの催促もなく本契約を解除することができるものとします。

#### 第14条(合意管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、乙の本店所在地を管轄する裁判所をもって、第一審の裁判所とします。

#### 第15条(協議)

本契約に定めない事項、または本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上決定するものとする。